

# 2018 司法書士オープン【総合編⑥】

## 記述式(商業登記)

### 採点講評

#### 第1欄 平成30年5月2日申請分

##### 1 新株予約権の全部行使

###### (1) 登記すべき事項

変更後の新株予約権の数やその目的である株式の数をゼロと記載している答案が散見されました。「一部行使」の場合と「全部行使」の場合の書き方の違いに注目してください。このことは、「一部消却」と「全部消却」、「一部放棄」と「全部放棄」、「一部消滅」と「全部消滅」など、新株予約権が（広い意味で）消滅する場合全般についての注意点です。なお本稿補足を参照。

また、「全部行使」と記載すべきところ「全部消滅」と書いてしまっている答案も目立ちました。たしかに、新株予約権は、行使され、消却され又は放棄された場合いずれも消滅すると言っても差し支えないでしょうが、登記すべき事項における「消滅」とは、会社法 287 条に規定する行使不能の場合を指していることを押さえておきましょう。

###### (2) 添付書面

3名の新株予約権者が新株予約権を行使した事案でした。そのため「払込みがあったことを証する書面」をその人数分添付しているものと思われる答案が散見されました。しかし、この書面の作成者は、出資を行った者ではなく、当該株式会社の代表者ないし払込みを取り扱った金融機関の代表者になりますから、その通数は、「新株予約権の行使があったことを証する書面」と異なり、新株予約権者の人数に影響を受けません。

##### 2 募集株式の発行

上記新株予約権の行使による変更の登記についての「払込みがあったことを証する書面 1通」及び「資本金の額の計上に関する証明書 1通」と募集株式の発行による変更の登記についての「払込みがあったことを証する書面 1通」及び「資本金の額の計上に関する証明書 1通」を別々に記載している答案が目立ちました。これらは解答例にあるように、まとめて「… 2通」と書いた方がよかったといえます。

##### 3 資本金の額の減少

債権者保護手続に係る添付書面について、「公告をしたことを証する書面 1通」で終わっており、各別の催告をしたことの証明書がない答案が目立ちました。官報に掲載してする方法が公告方法である申請会社は、二重に公告をすることによって各別の催告をすることができませんから、本問のように「債権者に関する手続は適法に行われ

ている旨の記載によって、官報への公告掲載だけでなく、知れたる債権者への各別の催告も行われたと判断することができます。

また、異議を述べた債権者がいたものの、この者を害するおそれはない事案でした。この場合は害するおそれがないことの証明書が添付書面となります。例年その傾向がありますが、多くの答案で「異議を述べた債権者を害するおそれがない。」と記載するだけで、書面としては添付しないかのような解答が目立ちました。異議を述べた債権者がいないことの証明書の添付が不要であり、「異議を述べた債権者はいない。」と書けば足りることに混同しないように気を付けてください。

なお、「債権者保護手続関係書面」のような記載は、添付書面の名称の解答として相応しくないので、避けるようにしてください。先例でそのように呼ばれているものは、公告及び催告をしたことを証する書面だけでなく、異議を述べた債権者に対し弁済等を行ったことを証する書面も含んでいます。

#### 4 支配人の選任

支配人選任の登記の登記すべき事項において、日付や原因を記載している答案が目立ちました。これは、変更の登記と区別して、独立の登記と呼ばれるもので、原因年月日の記載を要しないことに注意してください。他に独立の登記といわれるものには、設立の登記があります。設立の登記の申請書では、個々の役員について「平成〇年〇月〇日就任」などと書かないことに引き付けて捉えるとよいでしょう。

#### 5 その他

登録免許税の額が3万円足りない答案が散見されました。内訳から欠けているのは、役員変更分でした。監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止のみ申請し、役員就退任の申請はしない事案でしたが、この場合でも、当該定め廃止・設定は役員変更分として課税されることとなります。

株主総会議事録と株主全員の同意書の双方につき1通ずつ株主リストを添付する事案でしたが、同意書に係る株主リストの添付を見逃している答案が多かったようです。

### 第2欄 平成30年7月2日申請分

#### 1 支店移転／支配人を置いた営業所移転

支配人を置いた営業所移転の登記を見落としている答案が目立ちました。支店や本店に何かがあったら、必ず、そこに支配人が置かれていないかどうかチェックする習慣を付けてください。

また、登記すべき事項の記載において、支店移転と支配人を置いた営業所移転の登記事項を混ぜて書いている答案が散見されましたが、そのような書き方はしないようにしてください。支店と支配人は、別の欄に記録される別々の登記事項だからこそ、商業登記規則58条のように同時申請を義務付けられる場合があるのです。

次に登録免許税の内訳についてですが、支店移転分を登記事項変更分(ツ)に含め、

逆に、支配人を置いた営業所移転分を登記事項変更分に含まれないかのように記載している解答が散見されました。このあたりの課税の区分けはごっちゃになりがちなので、特に注意が必要です。

### 支店・支配人に関する登記の登録免許税のまとめ

登記の事由	登録免税法別表	
① 支店設置	ル 支店1か所につき6万円	※ ⑥は支配人の代理権消滅の登記として、④の支配人の選任の登記とは別区分になる。
② 支店移転	ヲ 支店1か所につき3万円	
③ 支店廃止	ツ 申請1件につき3万円	* 支配人の氏や住所の変更も⑤と同じ区分になる。
④ 支配人の選任※	ヨ 申請1件につき3万円	
⑤ 支配人を置いた営業所移転*	ツ 申請1件につき3万円	
⑥ 支配人を置いた営業所廃止※	ヨ 申請1件につき3万円	

支店の数を課税標準とする①及び②以外は、課税標準が申請件数であることに注意。③1回の申請で数か所の支店の廃止の登記をしても3万円ですり、④1回の申請で数人の支配人選任の登記をしても3万円ですります。これに対し、1回の申請で支店2か所の設置の登記をする場合、12万円となります。

## 2 その他

監査役Dに係る原因年月日を「平成30年6月28日重任」としている答案が目立ちました。この日付は、たしかに監査役Dの選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の日であり、この総会でDは監査役に再選されていきました。しかし、それに先立つ4月14日、監査役Dの監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めが廃止されていたため、同日Dは任期満了退任し、権利義務監査役となっていたのであり、「退任」「就任」の登記をそれぞれ申請する必要がありました。なお、この場合も「再任」なので、Dの本人確認証明書の添付は不要です。

### 第3欄 登記することができない事項

正解は、監査役会設置会社である申請会社（非公開会社ではある。）がした取締役会設置会社の定めを廃止でした。この点の解答は、みなさんよく出来ていました。

このほか、①資本金の額の減少（株主総会の決議なし。）や②支配人選任（取締役と同一人）を挙げてしまっている答案が散見されました。①については、例外的な決定機関をきちんと押さえること、②については、取締役と支配人の兼任が一般的には禁じられていないことに留意してください。

また、監査役の変更の登記を併せて申請しなければならないことを理由にして、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを廃止を挙げる答案がありました。しかし、このような取扱いは知られていません。ちなみに、この定めを廃止後、後任者の選任がないために権利義務監査役となった者の権利義務は、会計監査に限定されないと解

されています。

#### 補足 新株予約権の数が減少する場合の登記すべき事項の記載について

新株予約権の数が減少する場合としては、①行使された場合、②取得した当該会社が消却した場合、③新株予約権者が自ら放棄した場合、④新株予約権が行使不能になった場合及び⑤行使期間が満了した場合など（他に組織再編に伴う場合、例えば「吸収分割契約新株予約権消滅」等）があります。①から④までの場合に注意してほしいのは、登記の事由はそれぞれ①「新株予約権の行使」、②「新株予約権の消却」、③「新株予約権の放棄」、④「新株予約権の消滅」のように書き、全部か一部かを書かない流儀でよいとしても、登記すべき事項については、当該新株予約権が減少して全部が消滅した場合か一部が消滅した場合かによって、新株予約権区における登記すべき事項の記載がまるで違うということです。なお、⑤の場合には、必然的に全部が消滅します。

一部が消滅した場合は、①から④まで一律に、減少後の数をもって、登記すべき事項を

平成○年○月○日変更
第○回新株予約権
新株予約権の数
○○個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
普通株式 ○○○株

といった振り合いで記載します。登記記録には、上記の斜体部分につき減少前の記録に抹消する記号が付され、減少後の事項（斜体部分）が原因年月日（平成○年○月○日変更）とともに記録されます。

これに対し、全部が消滅した場合には、それぞれ

①	平成○年○月○日第○回新株予約権全部行使
②	平成○年○月○日第○回新株予約権全部消却
③	平成○年○月○日第○回新株予約権全部放棄
④	平成○年○月○日第○回新株予約権全部消滅
⑤	平成○年○月○日新株予約権の行使期間満了

といった振り合いで登記すべき事項を記載します。登記記録には「平成○年○月○日新株予約権全部行使」や「平成○年○月○日行使期間満了」といった文言が記録されるとともに、当該新株予約権の登記事項全部に抹消する記号が記録されます。